■Article■……

預金口座に振り込まれ預金債権となった年金や給与に対する差押処分

［１事件］　東京高裁平成30年12月19日判決
（平成30年（行コ）第114号、第191号　預金債権差押処分取消等請求控訴事件、同附帯控訴事件）
（判例地方自治448号17頁）
［２事件］　大阪高裁令和１年９月26日判決
（平成31年（行コ）第45号　滞納処分取消等請求控訴事件）
（判例タイムズ1470号31頁）

早稲田大学名誉教授　首藤　重幸

……

■国税徴収法は、給与などの債権について一定部分の差押えを禁止している。しかし、この債権が預金口座に振り込まれると、それらは預金債権に転化して差押禁止債権としての属性を承継しないと解されている（最高裁平成10年２月10日判決)。この最判の考え方を無制限に滞納処分に貫徹することになれば、差押禁止財産を定める国税徴収法（以下、「国徴法」と略）の意義が大きく損なわれることになる。

［事実の概要］
［１事件］
イ）本件滞納処分　　原告Ａは、平成28年４月15日当時、平成27年度の３期・４期分の固定資産税合計2000円を滞納していた。Ｂ市長は滞納税額を徴収するため、同年４月15日にＡ名義の普通預金口座の残高９万0081円のうち2000円の払戻請求権を差し押さえて（差押処分)、同金員を取り立て、同年５月２日に2000円全額がＢ市長に配当（配当処分）され、滞納市税に充当された。
ロ）預金口座の原資　　差押処分がなされた前日の預金口座残高は465円であったが、当該処分の当日の４月15日にその残高が９万0081円になっていたのは、「同日」に国民厚生年金８万9616円が振り込まれたことによる。振り込まれて預金債権に転化するまえの本件年金自体の８万9616円は、全額が差押禁止債権に含まれる。
ハ）督促状の送達の効力　　平成28年の本件滞納処分にかかる督促状はＡの住民票上の住所（自宅）に送達された。本件固定資産税の３期分の滞納にかかる督促状が送付された時点でのＡは、判断能力の低下により後見開始相当程度に至っているとの診断を受けて特別養護老人ホームに入所していた。４期分の滞納にかかる自宅の住所への督促状の送付は、Ａが後見開始の審判を受けて登記がなされた後のものであった。
ニ）訴訟の提起　　Ａは本件差押処分と配当処分を違法として、その取消しを

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

求める訴訟を提起したが、その違法事由として、①本件での督促状がＡの住所（生活の本拠）に送達されておらず、②本件での平成28年４月15日のＡ名義の普通預金口座の払戻請求権の差押処分は、地方税法（差押禁止については国徴法を準用）の定める差押禁止債権を差し押さえたもので違法であると主張した。

さらに、本件差押処分により取り立てた 2000 円は支払いを受けるべき法律上の根拠を欠くものであるとして、その返還をもとめる不当利得返還請求訴訟を提起するとともに、その処分により精神的苦痛を被ったとして国家賠償請求訴訟も提起した。

第一審判決（前橋地裁平成30年２月28日判決・判例地方自治438号46頁）は、督促状の送達が有効でなく、また市の担当者が預金債権の原資はほぼ差押禁止債権であることを知りながら行った本件差押処分は、実質的は差押禁止債権自体の差押えを意図した脱法的な処分であり違法であるとして、不当利得返還請求と国家賠償請求を容認した。これに対して本件控訴審の東京高裁は、原告の請求を認めない逆転判決を下す結果となった。

[２事件]

イ）本件滞納処分　　原告Ｃは、平成28年２月４日の時点で、平成14年分所得税の本税と延滞税を合わせて17万0222円を滞納していた。税務署長は、滞納税額を徴収するために平成28年２月17日、Ｃ名義の普通預金口座の全残高10万0308円を差し押さえ（差押処分）、同金額を取り立てた。そして、翌日の２月18日に差し押さえた全額についての配当がなされ（配当処分）、同年２月25日に本税全額と延滞税の一部に充当された。

ロ）預金口座の原資　　本件差押処分がなされる「2日前」の２月15日にＣの預金口座残高が19万4880円となっていたのは、その日の直前の口座残高が１円であったことから、本件差押処分の２月15日に甲会社から19万4879円が給与として振り込まれたことによるものである。

なお、本件では、振込から差押処分までの２日間に、本件預金口座から電話料金の引き落としやキャッシュカードによる引き出しがなされており、その後の預金残高全額の10万0308円が差し押さえられたということである。

ハ）訴訟の提起　　Ｃは、本件預金債権の差押可能金額は、7万5000円であり、その額を超える本件差押処分、配当処分は違法であるとして両処分の取消訴訟、さらには配当処分の無効確認訴訟、そして、それらに関連しての国家賠償請求訴訟とその予備的請求としての不当利得返還請求訴訟を提起した。

第一審判決（大津地裁平成31年２月７日判決・判例タイムズ1470号41頁）は、原告の請求のすべてを認めなかったが、控訴審の大阪高裁は、原告の不当利得返還請求を認める逆転判決を下すところとなった。

[判旨]

（１）　[１事件]と[２事件]に共通する判示部分

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

① 原則：給与や年金が金融機関の口座に振り込まれることで発生する預金債権は差押禁止財産としての属性を承継しない。その根拠は、（ｉ）金融機関に対する預貯金債権（払戻請求権）は給与や年金の各債権とは法的性質を異にする、（ii）給与や年金が預金口座に振り込まれると一般財産と混合し識別特定ができなくなる、（iii）国徴法は給与や年金の一部の差押えを禁止する一方で、その振り込みで成立した預金債権を差押禁止財産と規定していないのであり、明文の規定なく預金債権を差押禁止債権とすることは取引の安全を害するおそれがある[1]、（iv）滞納処分により生活の維持が困難になる場合、滞納者は差押財産の換価の猶予や滞納処分の停止をうけることができる、等による。

② 例外：しかし、法の差押禁止財産に関する規定は、給与や年金で生活する者の最低生活を維持し、生活を困窮させないために一定の金額について差押えを禁止する趣旨であるから、預金債権への差押処分が差押禁止財産たる給与や年金の債権を差し押さえたと同視できる場合には、当該差押処分は違法となる。

（２）[１事件]に対する東京高裁の判断

① 督促状の送達の効力　　被控訴人（原告）Ａは平成25年９月頃から介護老人保健施設に入所し、同27年９月28日には特別養護老人ホームに入所しており、平成27年10月以降は自宅の光熱費の支出がなされた形跡もないことを考えると、3期分の督促状を発送した同27年10月20日、4期分の督促状を発送した同28年１月15日におけるＡの生活の本拠は特別養護老人ホームである。

しかし、遅くとも平成18年度から、固定資産税の滞納による督促状の発送を受けた後に任意の納付という事態が頻繁に繰り返されており、また何回かは滞納処分もなされている。本件の差押処分の対象となった平成27年度の3期・4期分の前の、同年度の１期・2期分については督促状の送付の後に任意の納税がなされている。これまで、Ａの自宅の住所に送付した督促状は返送されたことがなく、また任意に納付されているのはＡ本人またはその親族が督促状を受領しているということができ、さらに督促状の送達先を自宅以外の送達先とするような届出はＡやその成年後見人からはなされなかったことから、Ａの自宅への督促状の送達は、課税関係書類の送達先を住所・居所とする地方税法20条１項の趣旨に反するものでなく、その送達の効力は有効である。

Ａに受領能力がないとの主張については、無能力者への送達について国税通則法基本通達が、法定代理人が明らかな場合は、その法定代理人の住所等に、それ以外の場合には無能力者の住所に送達するものとしており、成年後見人が選任・登記されたのちも、その存在は市長にとっては明らかでないことから、受領能力がないことを理由にする本件督促状の送達が違法であるということはできない。

② 本件差押処分の違法性　　市の担当者は国民厚生年金が偶数月の15日に支給されることを知っていたことから、本件差押処分が実質的に年金自体を差し押さえることを意図していたとみる余地がないではない。

しかし、直近で市の担当者が本件取引口座の取引履歴を確認したのは本件差押

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

処分の 10 か月前ほどであり、差押処分直前の取引履歴を把握していた証拠はなく（差押処分直前に、取引履歴を確認すべきであったとはいえない)、また上記の確認した取引履歴によれば、常に口座残高が 2000 円（滞納税額）を下回っていたわけではなかった。さらに、月額が 262 円分だけ生活保護基準を超える年金収入があると認定されて平成 27 年 8 月に生活保護が廃止されたことにつき、市の担当者はその廃止理由までは確認していなかった。このようなことから、本件預金債権の大部分が年金を原資とするものであることを認識していたとはいえず、差押処分も年金自体を差し押さえる意図であったとまではいえない。

従前の滞納税額については、Ａの代わりに任意に納付する者が存在していたというべきであり、本件滞納税額の 2000 円という額は従前の納付額を下回るものでもあることから、本件差押処分によってＡが困窮に陥るおそれがある額とはいえない。

③ 結論　　被控訴人Ａ（原告）の請求は認められない。

（３）[２事件]に対する大阪高裁の判断

① 本件差押処分の違法性　　市の担当者は、銀行の過去 1 年間の入出金履歴から、本件預金口座への入金は、わずかな例外を除いて、就労先からの給与であり、この口座が主として給与の振込口座であることを認識していた。さらに銀行調査の際に取得した平成 28 年 1 月の取引明細から、2 月 15 日に甲会社から給与が振り込まれる可能性があると判断し、被控訴人Ｃ（原告）の給料債権を差し押さえることも考えたが、その場合には雇用関係に影響が出ることを懸念して、同月の 15 日から 19 日の間に本件口座の預金口座を差し押さえることとした。このさい担当者は、支給された給与債権それ自体を差し押さえたとすれば差押可能な範囲を超える部分も差し押さえてしまう可能性があることを認識していた。

そして、19 万 4079 円（3 日前に振り込まれている預金利子 1 円と合わせて口座預金残高は 19 万 4880 円）が振り込まれた 2 月 15 日の 2 日後、預金残高の 10 万 0308 円の全額を差し押さえたが、そのうちの 10 万 0307 円は甲会社からの給与を原資とするものである。

このような事実関係の下では、本件差押処分は、実質的に差押えを禁止された給与債権を差し押さえたものと同視することができる場合に当たるということができ、本件預金債権中、本件給与により形成された部分（10 万 0307 円）のうち差押可能金額を超える部分（2 万 5307 円）については、差押禁止の趣旨に反するものとして違法と解するのが相当である。また、本件差押処分後に甲会社以外の会社から若干の給与等が振り込まれているが、この振り込みがあるまで本件差押処分は給与生活者の最低生活を維持する国徴法の趣旨を没却する結果を招いたことは明らかである。

② 結論　　控訴人Ｃ（原告）が本訴において不当利得として主張する金額は 2 万 4404 円であるから、この金額を限度として不当利得返還の請求を容認し、そ

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

の余の控訴人の主張は認めない。

[解説]

（１）　差押禁止の趣旨と平成10年最判

最高裁平成10年２月10日判決（金融法務事情1535号64頁、以下では「平成10年最判」という）は、年金等の受給権が差押えを禁止されているとしても、当該給付金が受給者の預金口座に振り込まれると、それは受給者の預金債権に転化してその者の一般財産になるから、この預金債権は原則として差押禁止債権としての属性を承継せず、これを受働債権としてする相殺は禁止されないとの原審の判断を正当であると判示した[2]。

差押禁止債権が預金口座に振り込まれると、差押禁止債権でなくなるとの平成10年最判は、滞納処分につき、滞納者の最低生活を保障する等の理由から差押禁止財産を定める国徴法（本件では７６，７７条）の基盤を揺るがす可能性をもつものであった。なぜならば、例えば滞納税額の徴収のために給与債権自体を差し押さえると、国徴法の差押禁止債権規定により滞納税額の一部しか徴収できない場合でも、給与が銀行口座に振り込まれて預金債権に転化すれば、差押えについての国徴法の制限はなくなり、より多額の滞納税額の徴収が可能になる。[２事件]の事案は、まさしく、このような結果が発生しているものである。しかも、給与債権でなく、それが転化した預金債権を差し押さえるについては、[２事件]のなかで被控訴人（国）が主張している、＜給与債権を差し押さえると雇用関係に影響が出ることを懸念して、預金債権を差し押さえることを選択した＞という正当理由ともいうべき理屈が付け加えられる。

しかし、滞納税額の徴収のためには年金債権や給与債権それ自体の差押えも可能であるにもかかわらず、それらの債権が預金債権に転化して一般債権になる瞬間を狙って、当該債権につき基本的には制約なく差押処分を執行できることになれば、滞納者の最低生活の保障を目的とする国徴法の差押禁止財産制度の意義が著しく制約されることになる。

（２）預金債権の差押えに至る事情

[１事件]や[２事件][3]のような、ある年度の比較的少額といえる滞納税額の徴収につき、長年にわたる督促状の送達、任意納付、時には百円単位の預金債権の差押えの繰り返しという事態を見る時、滞納者の預金債権以外の財産への滞納処分は過剰差押えの禁止（国徴法48条１項）の壁があること、金融機関への調査による滞納者の取引情報収集の容易さ､基本的に換価手続が必要ないなどの点から、差押禁止債権の預金債権への転化をとらえて滞納税額を徴収するという課税庁の戦略も理解できる側面がある。つまり、国徴法による差押禁止の枠に制約されない預金債権の差押えで、長年にわたる比較的少額な滞納税額の未回収状態を一挙に解消したいということである。

（３）差押禁止債権自体の差押えと「同視」される具体的基準

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

本件２判決は、預金債権に転化した年金や給与の差押処分を年金債権・給与債権自体の差押えと「同視」できる場合には、当該差押処分は違法となるとする。これによれば、預金債権に転化すれば差押えができることを原則としているようである。この「同視」という基準の理解は極めて困難・曖昧であり、このままでは事実に当てはめて結論に至ることはできない。この「同視」を［１事件］判決は、(a)差押禁止債権「自体」を差し押さえる「意図」で差押処分をおこなっているか、(b)差押えた金額が滞納者の生活を困窮させるか、などを総合的に考慮して判断するとして、より具体化した基準を明示しているが（明示的ではないが、［２事件］も同様と言える）、これとて実際の適用は容易でない。そこで、結局、両高裁での「同視」できるか否かの結論に至る判断基準として実際に使用するのは、（ⅰ）国や市の滞納処分の担当者が預金債権の原資が差押禁止財産の年金や給与であったことを認識していたか、（ⅱ）それらの金融機関への振込日を知っていたか、（ⅲ）差押えの直近の預金残高を把握していたか、（ⅳ）滞納者の生活状況を把握し、差押処分で生活が困窮すると判断できたか、という点である。

以上のような（ⅰ）～（ⅳ）の基準のもとで、［１事件］高裁判決は「同視」できないとし、［２事件］高裁判決は「同視」できるとしたものであると理解できる。この４つの基準に基づく事実認定における［１事件］高裁判決の判断には重大な問題がある。［判旨］でも紹介しているように、そこでは、滞納処分の担当者に取消処分直近における滞納者の取引履歴を調査する義務はないとし（この判断には「無理」がある）、また庁舎内で容易に知りうるはずの滞納者の生活保護が廃止された理由まで調査する必要はない等を「前提」にすることで、上記の（ⅰ）～（ⅳ）をすべて否定している。このような無理な「前提」を設定することこそが、国徴法の差押禁止財産の制度趣旨を没却するものである。

通常の場合、そもそも滞納処分における年金・給与の預金債権の差押えについては、事前に金融機関等での取引履歴の調査などを経ているであろうから、差押処分の担当者が預金債権の原資を認識していないという事態は想像できないものである。預金債権の原資とそれの金融機関への振込日を認識しているからこそ、振込日と「同日」に差押処分、もしくはその直後に差押処分がなされているのである。国徴法の差押禁止財産制度は滞納者の生活保障であることから、預金債権に転化した差押処分を行うについては、最低生活の保障に関わる滞納者の生活状況の調査が不可欠であろう。［１事件］高裁判決は、差押禁止財産制度の趣旨から求められる、差押処分の名宛人である滞納者の生活状況の把握義務の水準を極めて低く設定している。

（４）おわりに　　滞納者の給与・年金が預金債権に転化した日と同日、又はその直後の差押禁止の範囲を超える差押処分に限定していえば、基本的には「意図的」に年金・給与債権自体への執行を避けたものと考えられるのであり、それゆえ当該差押処分が違法性を帯びるかは、差押禁止財産制度の趣旨である滞納者の困窮防止目的に反した差押えかの判断による以外は理論的に存在しえないように

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

思われる。そして、これについての課税庁の判断に対する司法統制は、裁量統制の法理が適用されるべきであり、課税庁において、滞納者の差押処分がなされた場合の困窮度の判定に関する事前の調査が十分になされているか（処分の直前の預金残高確認も必要）、その調査結果と差押処分の選択の間に合理性があるかの観点から判定するべきものと思われる。

検討課題

最判平成10年判決と国徴法の差押禁止財産規定の調整として、国徴法に、給与債権や年金債権が預金債権に転化してから一定期間（10日くらい）の差押禁止期間を定める案が提案されているが、この提案をどのように評価すべきであろうか。

以上

１　（ⅲ）の判示部分では、[１事件]と[２事件]の地裁・高裁の４判例中、[２事件]の大阪高裁判決のみが「取引の安全」に言及していない。この大阪高裁判決が「取引の安全」に触れていない点に注目するものとして、佐藤英明・判例評釈（TKC税研情報30巻１号・2021年、８頁）がある。

２　この最高裁判決の評価については、長井秀典・平成11年度主要民事判例解説（判例タイムズ1036号・2000年）77頁以下、伊藤進・金融法務事情1546号（1999年）61頁等参照。

３　[１事件]については、楠井嘉行・口羽竜聖・判例地方自治448号（2019年）４頁以下、井上雅弘・判例地方自治456号（2020年）35頁以下、今本啓介・ジュリスト1544号（2020年）186頁以下、林仲宣・山本直毅・法律のひろば74巻１号（2021年）67頁以下等を、[２事件]については（注1）で挙げた文献のほか、武藤雄木・ジュリスト1545号（2020年）10頁以下、齋藤孝一・月刊税務事例52巻８号（2020年）77頁以下等を参照した。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。